

答 申 情 第 5 2 号

平成 2 8 年 2 月 2 2 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第 1 7 条第 1 項の規定に基づく諮問について (答申)

平成 2 7 年 1 0 月 2 日付け保子児第 8 7 3 号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

母子生活支援施設に関する入所者台帳の非公開決定事案についての異議申立てに対する決定 (諮問情第 8 6 号)

## 1 審査会の結論

実施機関が行った公文書非公開決定処分は妥当である。

## 2 異議申立ての経過

(1) 異議申立人は、平成27年6月19日に、実施機関に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「DV被害者に対する支援内容が記載されている文書（母子生活支援施設へ措置し退所された人の分 1人分）」の公開を請求した。

(2) 実施機関は、当該請求に係る「1人分」については、請求者に対して「DVを理由に母子生活支援施設に入所していたが、平成27年6月19日時点で退所している世帯で、その退所日が直近のもの1人分」であることの確認を行ったうえで、当該請求に係る公文書として、「入所者台帳」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえで、本件公文書を公開しないとの公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）をし、平成27年7月6日付けで、その旨及びその理由を次のとおり異議申立人に通知した。

条例第7条第1号に該当

特定した公文書には、DV等に関する極めて繊細な個人情報が記載されており、公開することでプライバシーを侵害するおそれがあるため。

(3) 異議申立人は、平成27年9月3日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立てをした。

## 3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 4 実施機関の主張

公文書非公開決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 「入所者台帳」の作成に係る業務について

ア 母子生活支援施設とは、児童福祉法第38条に基づき設置する、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させ、これらの

者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設である。

イ 児童福祉法第23条において、都道府県等は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならないとされている。また、京都市における母子保護の実施については、京都市児童福祉法等施行細則第2条第2項第3号に基づき、福祉事務所長に委任されており、その事務については、各福祉事務所において実施される。

ウ 一般的な入所者支援の流れは、「申請受付、入所調整、入所面接、入所決定、入所者支援」である。

まず、申請受付時には、福祉事務所担当現業員等が、氏名、住所、連絡先、相談内容、生活歴、家族状況、入所希望理由等を聴取する。

次に、入所調整では、入所者の状況や希望に応じた施設を申請者と相談しながら選択し、当該施設の空き状況等も踏まえ調整を行う。

その上で、入所予定施設において、福祉事務所担当現業員同席の下、面接を実施し、その面接内容等を踏まえ、福祉事務所長が入所の決定を行う。

なお、入所決定後においても、福祉事務所担当現業員は、入所者支援として、施設職員が入所する世帯ごとに作成する「自立支援計画」の作成への協力や、適宜施設を訪問又は電話連絡することによる状況把握を行うとともに、施設との連携を図りながら、入所者の自立に向け、入所者及び施設に対し、助言等を行う。

エ 上記のとおり、福祉事務所においては、個々の利用者の状況やニーズを的確に捉え、施設と連携を図りながら、処遇方針を決定するとともに有効な支援を行っており、申請受付から入所者支援に至るまで、一連の資料を「入所者台帳」として入所世帯ごとに作成している。

## (2) 本件公文書について

本件公文書は、上記(1)エのとおり申請受付から入所者支援に至るまで、一連の資料により構成されているが、具体的には、「母子福祉台帳、相談票（母子・父子・寡婦福祉用）、記録用紙、母子生活支援施設入所面接兼調査票（2枚複写）、児童福祉施設入所申込書（兼入所台帳）、児童福祉施設入所承諾書・変更通知書・解除通知書（3枚複写）、自立支援計画票」等であり、それぞれの資料に記載されている主な内容は以下のとおりである。

### ア 母子福祉台帳

入所者の住所、氏名、生年月日、職業、就学先等

### イ 相談票（母子・父子・寡婦福祉用）

入所者の住所、氏名、生年月日、相談年月日、相談内容、家族構成、住居の状況（家

賃・ローン額等), 受給中の施策内容, 健康保険の加入状況, 相談への対応結果(助言・処遇の内容)等

ウ 記録用紙

相談内容や, 関係機関や入所先施設とのやりとり, 処遇に係る担当者の所感等入所者支援に係る一連の経過

エ 母子生活支援施設入所面接兼調査票(2枚複写)

入所者の住所, 氏名, 申し立て趣旨, 生活歴等, 住居の状況(間取り, 家賃・ローン額等), 手持金・預貯金額, 負債の状況, 利用中の施策の状況等

オ 児童福祉施設入所申込書(兼入所台帳)

入所者の住所, 氏名, 生年月日, 家族構成, 入所を希望する施設名, 入所申込理由等

カ 児童福祉施設入所承諾書・変更通知書・解除通知書(3枚複写)

入所者の住所, 氏名, 生年月日, 入所決定日, 解除決定日, 入所先施設名等

キ 自立支援計画票

支援上の課題, 課題解決のための支援目標, 目標達成のための具体的な支援内容・方法等

※ その他, 住民票や戸籍謄本をはじめ, 課税状況がわかる資料, 健康診断書等も含まれている。

(3) 条例第7条第1号に該当することについて

上記(2)のとおり, 「入所者台帳」には, 入所に至る経過や家族の状況, 生育歴, 施設内での様子及びそれに対する対応内容等有効な支援を実施していくために必要な対象世帯に係る個別具体的かつ詳細な情報が記載されており, これらの事項は条例第7条第1号の「個人が識別され, 又は識別され得るもののうち, 通常他人に知られたくないもの」に該当するため非公開としたものである。

加えて, 本件公文書については, DVを理由として, 母子生活支援施設へ入所した世帯の「入所者台帳」であり, その内容を加害者に知られることになると, 入所者の生命や安全に関わることから極めて秘匿性の高い情報と考えられるため, 公開することでプライバシーを侵害する恐れがあることから, 非公開とすべきである。

なお, 入所者台帳に含まれる各文書の内容については, 上記の点を踏まえて全部非公開としたが, 文書の名称については, それのみを持ってプライバシーを侵害することはないことから, 特定し, 異議申立人に通知している。

## 5 異議申立人の主張

異議申立書によると、異議申立人の主張は、次のとおりである。

条例第7条第1号に該当しない。

## 6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

### (1) 本件公文書について

ア 本件公文書は、母子生活支援施設に入所した者の申請受付から入所者支援に至るまでの一連の資料である。具体的には、「母子福祉台帳、相談票（母子・父子・寡婦福祉用）、記録用紙、母子生活支援施設入所面接兼調査票（2枚複写）、児童福祉施設入所申込書（兼入所台帳）、児童福祉施設入所承諾書・変更通知書・解除通知書（3枚複写）、自立支援計画票」等である。

イ それぞれの資料には、入所者の住所、氏名、生年月日のほか、それぞれ以下に掲げる内容が記載されている。

(ア) 母子福祉台帳

職業、就学先等

(イ) 相談票（母子・父子・寡婦福祉用）

相談年月日、相談内容、家族構成、相談への対応結果（助言・処遇の内容）等

(ロ) 記録用紙

相談内容や、関係機関や入所先施設とのやりとり、処遇に係る担当者の所感等入所者支援に係る一連の経過

(ハ) 母子生活支援施設入所面接兼調査票（2枚複写）

申し立て趣旨、生活歴等、住居の状況、手持金・預貯金額、負債の状況、利用中の施策の状況、配偶者の状況、緊急連絡先、親族の状況、福祉事務所長所見、入所希望施設等

(ニ) 児童福祉施設入所申込書（兼入所台帳）

家族構成、入所を希望する施設名、入所申込理由等並びに入所及び退所時の決裁の状況

(ホ) 児童福祉施設入所承諾書・解除通知書

入所決定日、解除決定日、入所先施設名等

(ヘ) 自立支援計画票

支援上の課題、母子・関係者意見、課題解決のための支援目標、目標達成のため

の具体的な支援内容・方法等

※ その他、住民票や戸籍謄本をはじめ、健康診断書、施設入所に当たり施設とやり取りした資料等も含まれている。

(2) 条例第7条第1号該当性について

ア 実施機関は、本件公文書に記載されている内容は、入所に至る経過や家族の状況、生育歴、施設内での様子及びそれに対する対応内容等有効な支援を実施していくために必要な対象世帯に係る個別具体的かつ詳細な情報が記載されており、加えて、本件公文書は、ドメスティック・バイオレンスを理由として、母子生活支援施設へ入所した世帯に関するものであり、極めて秘匿性の高い情報と考えられるため、条例第7条第1項に該当すると主張するので、この点について検討する。

イ 本件公文書には、母子生活支援施設に入所した者の住所、生年月日、家族の状況のほか、生育歴、入所に至る経過、入所者の心情や心身の状況等、支援の対象世帯に係る個別具体的かつ詳細な情報が記載されていることが認められる。

このように、本件公文書には、通常他人に知られたくない度合いが極めて強い、個人の機微に関する情報が多数含まれており、公開することにより、個人が識別されるおそれがあるほか、本人及び関係者に不快感や不安等の精神的苦痛を及ぼすことが十分に予想され、更には加害者に内容を知られた場合に本人の生命、身体の保護に支障が生じることが予想されるなど、個人が識別された場合における権利利益の侵害の程度は重大であると認められるため、本件公文書は、全体を一つの個人の機微に関する情報と判断し、条例第7条第1号に該当するものと判断する。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成27年10月 2日 諮問

11月 2日 実施機関からの理由説明書の提出

平成28年 1月18日 実施機関の職員の理由説明（平成27年度第10回会議）

2月22日 審議（平成27年度第11回会議）

※ 異議申立人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。また、異議申立人から意見書の提出はなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）